

地震等大規模災害時における解体・撤去等の協力に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時の発生時における解体・撤去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奈良県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に要請する建築物等の解体、災害廃棄物等の撤去・収集・運搬の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 地震等大規模災害により倒壊または消失した建築物等構造物の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。
- （2）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に定める建築物その他の工作物をいう。

（被災者救出のための解体・撤去等の協力要請）

第3条 甲は、災害発生直後の72時間を目途として、被災者の救出に当たる消防機関から建築物等の解体・撤去等の求めがあり応援の必要があると認めるときは、乙に対して被災者を救出するための建築物等の解体・撤去等の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けて活動するときは、必要な人員、車両、資機材を調達して、被災者を救出するために迅速かつ安全に建築物等の解体・撤去等を行う。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動をするときは、消防機関の現場指揮者の命令に従うものとする。

（被災した建築物等の解体・撤去等の協力要請）

第4条 甲は、県内市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「解体・撤去等」という。）について、市町村等からの支援要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）建築物等の解体
- （2）災害廃棄物の撤去

(3) 災害廃棄物の収集・運搬

(4) 前各号に伴う必要な事業

2 乙は、甲からの要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、市町村等が実施する解体・撤去等に可能な限り協力するものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、要請のあった市町村等と協議し、当該市町村等の指示に基づいて協力するものとする。

(訓練の参加)

第5条 甲は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り参加、協力する。

3 乙は、第1項の要請を受けて訓練に参加するときは、消防機関及び市町村等と事前に協議し、訓練内容を確認する。

(情報の提供)

第6条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、解体・撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第7条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 要請する理由

(2) 市町村名及び区域

(3) 現場の状況

(4) 実施内容

(5) 現場指揮者または市町村等担当者

(6) その他必要な事項

(実施報告)

第8条 乙は、解体・撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した解体・撤去等に要した費用については、乙の負担とする。

2 第4条に規定する要請に基づき乙が実施した解体・撤去等に要した費用については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その価格は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

3 第5条に規定する要請に基づき乙が訓練の参加に要した費用については、乙の負担とする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する甲における連絡窓口は、奈良県総務部知事公室防災統括室とし、第3条に基づく要請にあつては奈良県総務部知事公室消防救急課、第4条に基づく要請にあつては奈良県県土マネジメント部技術管理課及び奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課と連携する。

2 乙における連絡窓口は、奈良県解体工事業協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第12条 乙は、この協定に基づく解体・撤去等が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。

(他被災都道府県への応援)

第13条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体・撤去等についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第14条 この協定で定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に際し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(適用)

第16条 この協定は、平成29年6月13日から適用する。

なお、平成21年8月25日付けで締結した地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年6月13日

甲

奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井正吾

乙

奈良県橿原市内膳町4丁目4-5
一般社団法人奈良県解体工事業協会
会長 竹島常裕